

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

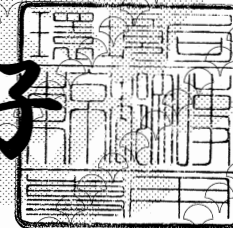
住所 東京都八王子市四谷町1927番地2

氏名 株式会社ハチオウ  
代表取締役 森 裕子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年11月26日

許可の有効年月日 平成34年11月25日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

中和: 廃酸 (pH2.0以下のもの)、廃アルカリ (pH12.5以上のもの)

## 2 事業の用に供する施設

施設所在地: 東京都墨田区本所四丁目29番2号

施設種類	特別管理 産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
中和	廃酸 廃アルカリ		21.6m <sup>3</sup> /日	昭和59年2月		

## 3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 5年11月26日 新規許可

平成27年11月26日 更新許可 第4回

## 5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

認定番号: 4-17-C0055S  
(認定は感染性産業廃棄物)

産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都